

○福岡大学外部評価委員会規程

平成26年1月8日

制定

平成26年2月1日施行

改正 令和2年8月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学自己点検・評価規程(以下「規程」という。)第10条第2項の規定に基づき、福岡大学外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 外部評価委員会は、人格識見が高く、かつ、福岡大学(以下「本学」という。)の振興及び発展に関心と理解のある次の者をもって構成する。

- (1) 他大学の関係者 若干人
- (2) その他学外の有識者 若干人

- 2 委員は、学長が規程第2条第2項に規定する福岡大学自己点検・評価推進会議の意見を聴いて選任し、委嘱する。
- 3 第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 外部評価委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 6 委員長は、外部評価委員会を代表し、その業務を統括する。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集)

第3条 規程第10条第1項の定めるところにより学長が外部評価の必要を認めたときは、委員長は、外部評価委員会を招集する。

(審議事項)

第4条 外部評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価活動に関する事項
 - (2) その他学長が必要と認める事項
- 2 外部評価委員会は、前項各号の審議の結果を学長に報告するものとする。

(所管課)

第5条 外部評価委員会に関する事務は、企画課において統括し、審議内容等に応じて事務局長が指定する部課(室)と連携して処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会の議を経て定める。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。